

令和3年10月14日

各位

会社名 株式会社 北弘電社
代表者名 代表取締役社長 脇田 智明
(コード:1734、札証)
問合せ先 管理統括室 経理業務部長 関谷 繁淑
(TEL 011-640-2231)

**令和4年3月期第1四半期報告書の提出遅延ならびに
当社株式の監理銘柄(確認中)指定の見込みに関するお知らせ**

当社は、提出期限の延長承認を受けておりました令和4年3月期第1四半期報告書(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)について、提出期限までに提出ができない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、令和3年8月17日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過去の会計処理の誤りの可能性について、当社と利害関係を有しない外部専門家3名による特別調査委員会を設置し、調査をすすめてまいりました。

また、当社は北海道財務局に対し、令和3年8月16日(月)付で令和4年3月期第1四半期報告書(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)の提出期限延長を、さらに、令和3年9月15日(水)付で提出期限再延長を申請し、申請日付で同局から提出期限を令和3年10月15日(金)とする旨の承認をいただきました。

特別調査委員会からは、過去の会計処理の誤りに関わる事実関係や上記再延長の理由である新たに発覚した事象に関する事実関係等について、上記提出期限までに調査が完了する見込みであるとの連絡を受けております。特別調査委員会の調査報告書を受領し次第、速やかに開示いたします。

しかしながら、令和4年3月期第1四半期決算の会計処理を行うため、令和3年8月25日取得していた外部業者による工事原価の見積り金額が同年10月7日(木)になって突如大幅に増額されたことを受け、現在、決算手続に想定以上の時間を要しております。

当社といたしましては、決算・開示作業に可能な限りの人員を投入し、全力を尽くしておりますが、上記の理由から会計処理に係る作業が遅延しており、北海道財務局から延長承認を受けました提出期限である令和3年10月15日(金)までに監査法人の四半期レビュー報告書を受領し、令和4年3月期第1四半期報告書(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)を提出できない見込みとなりました。

2. 監理銘柄(確認中)への指定見込みについて

上記のとおり、当社は令和4年3月期第1四半期報告書(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)について、承認を受けました提出期限である令和3年10月15日(金)までに提出できない見込みとなりました。証券会員制法人札幌証券取引所(以下、札幌証券取引所)が定める監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a(i)イにより、金融商品取引法に定める提出期限である令和3年10月15日までに令和4年3月期第1四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄(確認中)に指定することとされております。よって、当社株式は、札幌証券取引所より、投資家の皆さまへの注意を喚起するため、令和3年10月14日(木)付で監理銘柄(確認中)に指定される見込みです。

また、札幌証券取引所の上場廃止基準により、延長承認後の提出期限(令和3年10月15日(金))の経過後8営業日以内(令和3年10月27日(水)まで)に当該四半期報告書の提出ができなかった場合、当社株

式は整理銘柄に指定された後、上場廃止になります。

3. 今後の見通し

当社は、令和3年10月27日（水）までに令和4年3月期第1四半期報告書を提出すべく、最大限の対応を行い、全力を尽くしてまいります。

株主の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なご迷惑、ご心配お掛けいたしますことを心からお詫び申し上げます。

以 上